

各都道府県市区町村担当部長 殿
(市区町村担当課扱い)

総務省自治行政局住民制度課長
(公印省略)

新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う諸情勢等を踏まえた住民基本台帳事務におけるDV等支援措置の取扱いについて（通知）

新型コロナウイルス感染症については、「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」（令和2年3月28日（令和2年4月16日変更）新型コロナウイルス感染症対策本部決定）等に基づきその対策が進められていますが、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う諸情勢等を踏まえ、住民基本台帳事務における住民基本台帳の一部の写しの閲覧及び住民票の写し等の交付並びに戸籍の附票の写しの交付におけるドメスティック・バイオレンス、ストーカー行為等、児童虐待及びこれらに準ずる行為の被害者の保護のための措置（以下「DV等支援措置」という。）について、当面の緊急措置として、別途通知するまでの間、下記のとおり取り扱うことが適当であると考えられますので通知します。

貴職におかれては、この旨を貴都道府県内の市区町村にも周知していただくようお願いします。
なお、本通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項に基づく技術的助言であることを申し添えます。

記

DV等支援措置の実施を求める旨の申出及び延長の申出については、「住民基本台帳事務処理要領」第5-10-ア-エ)において、市区町村長が、申出者に対し、市区町村の事務所への出頭を求め、本人確認を行うことで受け付けることとされているが、今般のコロナウイルス感染症の感染拡大の諸情勢等に鑑み、当面の緊急措置として、市区町村の事務所への出頭を求めることなく、郵送等により申出書、本人確認書類の写し等を送付させ、本人確認を行うことで受け付けることとして差し支えないものとする。

ただし、この際、当該市区町村長は、意見又は関係書面等を付した警察、配偶者暴力相談支援センター、児童相談所等又は裁判所に対し、DV等支援措置の必要性を電話等により確認した上で、申出者本人の住所に宛てて、申出を受け付けた旨を通知すること。